

事務連絡
令和8年（2026年）9月8日

各私立高等学校 設置者
関係私立専修学校・各種学校 設置者 } 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

令和8年熊本地震による被災等に伴う「熊本県奨学のための給付金制度」
申請に係る課税証明書の取得時期について（お知らせ）

日頃から、本県における私学行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年熊本地震により住家が中規模半壊以上の被害を受けられた場合、罹災証明書の取得後、所定の手続きを経ることで市民税・県民税の減額・控除措置を受けることができる場合があります。

税の減免措置が講じられた場合、課税証明書の内容が更新され、減免適用前（当初）の課税金額での証明書が発行できなくなります。

本給付金の通常申請（7月1日時点の状況に基づく申請）においては、当初の課税状況を確認する必要があるため、下記の点について、周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 対象となる世帯

令和8年熊本地震により被災し、地方自治体から「中規模半壊」以上の罹災証明書の発行を受け、税の減免を検討されている世帯。

2 留意事項

住民税の減額・免除申請を行う予定がある世帯は、当該申請（減免手続き）を行う前に、必ず現在の課税証明書（令和8年度分）を取得しておくようご注意ください。

【お問合せ先】

熊本県総務部総務私学局私学振興課

学運営支援班 担当：村上

TEL：096-333-2064

Mail：murakami-j-dy@pref.kumamoto.lg.jp